

会議名	プレジャーボート係留施設能専門分科会 令和2年度第1回（書面開催）	会場	-
件名・議題	プレジャーボート係留施設専門分科会検討報告書（素案）について		
委員	会長	小島 治幸	北 陽一
	副会長	吉井 健	浦川 一徳
		中西 隆雄	田中 幸男
		河村 拓磨	
合意・決定事項	<p>○結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認する 3名</li> <li>・意見を付して承認する 2名</li> <li>・承認しない 2名</li> </ul> <p>○意見</p> <p>別紙のとおり</p> <p>○プレジャーボート係留施設専門分科会検討報告書（素案）について、 一部分を修正する。</p>		

## プレジャーボート係留施設専門分科会検討報告書の意見について

### 1 書面開催による意見集約期間

令和2年4月3日（金）～4月9日（木）

### 2 意見提出者数

4名（10件）

### 3 意見の概要と意見に対する回答

番号	意見の概要	意見に対する回答
1	係留隻数は140隻で良いのではないかと。損益分岐点が135隻。船舶所有者の今後の高齢化による減少の可能性があるため。	係留隻数は135隻から最大隻数の170隻の間となりますので、分科会のまとめとして意見を反映しています。今後の実施設計時には意見も考慮し県と協議を行っていきます。
2	利用料金について9m以上の使用料を一律にせず、1m毎に料金を設定する（収入増となる可能性が高いため）。	使用料はこれまでの検討結果のとおり、同一のサービス水準を提供している脇田フィッシャリーナと同程度の料金体系として設定しました。使用料は収支予測を算出するための根拠となる数値ですが、現段階で決定しているものではありません。そのため、検討報告書にも記載のとおり、使用料金は今後の施設整備と併せて詳細に検討するとしています。
3	当初は140隻で整備し、状況をみながら増設してはどうか。浮棧橋の増設スペースを確保しておけば対応可能ではないかと。	社会情勢によって段階的に整備することも考えられるため、今後の検討課題としています。これまでの会議でも出されている意見であるため、今後の実施設計時に意見も考慮し検討を行っていきます。
4	不法係留船対策ではないと明言しているにもかかわらず、隻数の算出基礎が不法係留船に限定されているように読めるため、表記を一部見直す。	隻数の算出基礎は不法係留船に限定せず、遠賀川河口域からと他圏域からの利用需要を見込んで隻数を予測しています。しかしながら、不法係留船対策と捉えられるとのご指摘もありますので、一部表現を修正しました。

番号	意見の概要	意見に対する回答
5	<p>使用料を柏原漁港並みに変更することで承認する（人件費については、不要な人員及び人件費を計上していることや、委託先を漁協やシルバー人材センターにすることで安価に抑えることができる。使用料を安く設定しないと利用者が増えない）。</p>	<p>柏原漁港は漁港内の空いたスペースに係留するのみです。今回の施設は、脇田フィッシャリーナのように浮棧橋を設置し、芦屋港活性化の一助となるボートパークを整備するものです。このため、施設のあり方が異なっており、その施設規模やサービス水準に見合った料金を設定する必要があります。また、シミュレーションでは柏原漁港と同料金に設定した場合は大幅な赤字が発生し、指摘されている人件費の削減だけでは運営ができない状況です。これまでの会議でも説明していますように、大幅な使用料の変更は不可能であることや、料金体系は今後の施設整備と併せて詳細に検討することとなっており、今決定するものではないことをご理解ください。</p>
6	<p>収支予測について、使用料を安価にし、稼働率を高く確保してもらいたい。</p>	<p>施設運営者や日本マリン事業協会の意見として、稼働率は単に使用料で影響されるものではないということで、これまでの会議でも議論しています。当然、稼働率は高める必要があるが、一概に使用料を安価にするという考え方だけではなく、施設規模や運営方法（提供されるサービス）など総合的に判断されるものであることをご理解ください。</p>
7	<p>収支予測の支出のうち、非常勤職員の人件費については実務形態によってできる限り削減できるように検討してもらいたい。</p>	<p>これまでの会議で議論されておりますように、年間支出額は管理運営方法によって変わる数値となるため、想定を超えないように高く設定しています。年間支出額は、収支予測を算出するための基礎数値となるため、複数の施設運営者の調査や専門家の意見をもとに設定したものです。なお、使用料と併せて支出経費についても、現段階で決定し得るものではなく、今後詳細に検討するものであることをご理解ください。</p>
8	<p>隻数の算出根拠のうち、一部に計算ミスがある。</p>	<p>指摘のとおり計算ミスがあったため修正。なお、結果に影響しないため、当該箇所を修正しました。</p>

番号	意見の概要	意見に対する回答
9	「静穏度が確保される」という表現ではわかりにくいいため、「波高が 0.5m以下」といった表現を追記する。	指摘のとおり、追記しました。
10	波除堤の構造による静穏度解析結果を掲載した方が良い。	指摘のとおり、直立型と直立消波型で静穏度が異なることがわかるように、解析結果図を追加しました。